

## 令和8年第3回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和8年3月18日(水)
- 2 招集場所 市役所北庁舎5階 502会議室
- 3 出席委員等 教育長 市岡 良庸 委員 小野 聡子  
委員 高田 彩 委員 大井 知教  
委員 星山 純一郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
教育部長 中野 裕夫  
次長兼教育総務課長 柴田 光起  
理事兼学校教育監 石田 隆幸  
生涯学習課長 松田 直樹  
文化財課長 武田 健市  
参事兼教育総務課長補佐 古関 義信
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後5時45分
- 9 議事日程
  - 日程第1 前回議事録の承認について
  - 日程第2 議事録署名委員の指名について
  - 日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告
  - 日程第4 議事
    - (1) 議案第5号 職員の人事について
    - (2) 議案第6号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
    - (3) 議案第7号 多賀城市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について
    - (4) 議案第8号 多賀城市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則について
    - (5) 議案第9号 多賀城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
    - (6) 議案第10号 多賀城市立学校における学校運営協議会の

設置等に関する規則の一部を改正する規則  
について

- (7) 議案第 1 1 号 令和 6 年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について
- (8) 議案第 1 2 号 第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について
- (9) 議案第 1 3 号 第 2 期多賀城市教育振興基本計画の計画期間延伸について

日程第 5 その他

## 教育長

ただ今の出席者は 5 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 2 回教育委員会定例会を開会いたします。

### 日程第 1 前回議事録の承認について

## 教育長

はじめに、令和 8 年第 2 回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。事務局。

## 鈴木主査

小野委員から第 2 回定例会議事録訂正の依頼を事前に伺っていただきましたので、ご報告します。

18 ページ、小野委員の発言「特別支援教委育支援員」を「特別支援教育支援員」に、「勤務時間の勤務時間を長くして」を「勤務時間を長くして」と修正させていただきます。以上です。

## 教育長

他にありますか。高田委員。

## 高田委員

26 ページの私の発言「学校が個人に向き合って」を「学校は十分に子どもたちに向き合って」に、「考え方が家庭に」を「考え方をいかに家庭に」に、次の段落の「学校だけではなく結びつける」を「学校だけではなく家庭や地域社会に結びつける」に、それぞれ修正をお願いします。

## **教育長**

そのように修正をお願いします。他にございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

## **日程第2 議事録署名委員の指名について**

### **教育長**

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、星山委員、大井委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

## **日程第3 諸般の報告について** **－ 事務事業等の報告 －**

### **教育長**

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願ひいたします。教育部長。

### **教育部長**

それでは資料の1ページをお願いします。

令和8年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係です。

2月3日から3月6日まで32日間の会期で開催された「令和8年第1回多賀城市議会定例会」が閉会し、教育委員会関係議案を含め提出された議案はすべて可決されました。

市立小中学校の「卒業式」は、3月7日に中学校で、3月18日に小学校で執り行いました。

令和8年度の市立小中学校の「入学式」は、4月8日に小学校、4月9日に中学校で執り行う予定です。

続いて生涯学習課関係です。

3月10日、図書館運営審議会を開催し、教育部長、生涯学習課長が出席しました。

3月11日、社会教育委員会議を開催し、教育長、教育部長、生涯学習課長が出席しました。

2月28日、3月1日の2日間、「文化センターまつり」を開催しました。展示部門で12団体、舞台部門で12団体が参加し、延べ735名が来場しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、1ページから4ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

3月7日、資料展関連イベント関連講座「城南地区まちあるき」を城南地区で開催し、36名が参加しました。

令和8年3月18日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

## 教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

## 日程第4 議 事

### 議案第5号 職員の人事について

## 教育長

続いて、議案第5号「職員の人事について」を議題といたします。

本議案は人事案件であります。秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

<生涯学習課長、文化財課長 退室>

【秘密会部分是非公開として、別途議事録作成】

## 教育長

それでは、関係課長に入室願います。

<学校教育監、生涯学習課長、文化財課長 入室>

- 議案第6号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第7号 多賀城市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について
- 議案第8号 多賀城市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則について

## 教育長

次に、議案第6号「多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」、関連がありますので、議案第7号「多賀城市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について」、議案第8号「多賀城市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則について」を併せて議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

## 文化財課長

それでは、議案第6号、第7号及び第8号に関してご説明いたします。

本件は、いずれも、文化財課及び埋蔵文化財調査センターが、教育委員会の所管から、市長部局に移管することに伴い、関係する規則等の廃止や一部改正を行うものです。

資料7ページをお開きください。議案第6号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてです。

8ページをお開きください。記載のとおり、第8条、第9条記載の文化財課の項、及び第26条、第29条、第33条記載の埋蔵文化財調査センターの規定を削る又は削除するもので、令和8年4月1日からの施行となります。

9ページから32ページにかけて、新旧の比較表を添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、33ページをお開きください。議案第7号 多賀城市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則についてです。

34ページをお開きください。記載のとおり、第2条第4号に記載の埋蔵文化財調査センター条例に関する事項を削るもので、令和8年4月1日からの施行となります。

35ページから40ページにかけて、新旧の比較表を添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、41ページをお開きください。議案第8号、多賀城市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則についてです。

42ページをお開きください。記載のとおり、(1) 多賀城市文化財保護条例施行規則、(2) 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則、(3) 多賀城市史跡管理員設置規則、(4) 多賀城跡ガイダンス施設条例施行規則を廃止するもので、令和8年3月31日から施行するものです。

以上、文化財課及び埋蔵文化財調査センターが、教育委員会の所管から、市長部局に移管することに伴って生じる、関係規則等の変更・廃止に関しての説明を終わります。

ここで訂正箇所があります。33ページの議案第7号、「令和8年8月18日提出」となっていますが、これは誤りです。正しくは「令和8年3月18日提出」となります。恐れ入りますが、訂正をお願いします。

## 教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第6号、第7号及び第8号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議がないものと認め、議案第6号、第7号及び第8号について、原案のとおり決定いたします。

**議案第9号 多賀城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について**

**議案第10号 多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について**

## 教育長

次に、議案第9号「多賀城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、関連がありますので、議案第10号「多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を併せて議題といたします。

内容につきましては、学校教育監から説明をいたします。学校教育監。

## 学校教育監

それでは、43ページをお願いします。

議案第9号「多賀城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」及び、資料45ページの議案第10号「多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」について、関連する内容であることから、併せて説明いたします。

議案第9号関係資料をご覧ください。令和8年4月1日施行「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置等の一部を改正する法律」に伴い、学校における働き方改革の一層の推進のために、教育委員会として対応が必要な「教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置に係る計画」の策定が義務付けられました。

関係資料1ページを御覧ください。こちらは、昨年12月23日の第12回定例会にて御説明させていただきました。その後、総合教育会議や校長会等での説明を経ましたが、前回からの変更はありませんでした。改めて、簡単に概要のみを説明いたします。

資料3ページをご覧ください。本計画の趣旨ですが、教育職員の業務量を適切に管理し、健康を確保することで、教育の質と職場環境の両立を図ることが目的です。

現状として、令和6年度の主幹教諭を含む教諭の時間外在校等時間は、小学校で月平均26.3時間、中学校で48.2時間となっており、特に中学校で負担が大きい状況です。

資料5ページを御覧ください。こうした状況を踏まえ、本計画では、時間外在校等時間の縮減や年休取得の促進、働きがいの向上などの目標を設定し、令和8年度から10年度までの3年間で取り組みを進めます。

資料6ページの中段(3)を御覧ください。文部科学省から、平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、学校

以外が担うべき業務の整理、教師以外が参画すべき業務の移行、I C T活用による業務負担軽減など、業務の見直しを進めます。

資料8 ページを御覧ください。中段の太文字の5「関連する取組、今後のフォローアップについて」の(1)に記載しておりますが、今後は、在校等時間の状況を毎年度、多賀城市のウェブページで公表し、教育委員会や総合教育会議で報告するとともに、必要に応じて学校への支援・指導を行います。また、保護者や地域への理解促進にも取り組み、学校全体で働き方改革を進めていきます。

議案第9号関係資料1 ページをご覧ください。今回の法改正により、学校運営協議会の承認を得ることを規定する「基本的な方針」に、「業務量管理・健康確保措置の実施」を加えることが義務付けられました。

議案の48 ページをご覧ください。これを受け、「多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の一部を改正し、第3条に「業務量管理・健康確保措置の実施」を追加いたしました。

以上で説明を終わります。

## 教育長

ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。小野委員。

## 小野委員

この計画自体には特に意見はありません。これでよろしいと思います。

実際、どのくらいのスピード感で学校に浸透していくのか、事務局の見通しを教えてください。

## 学校教育監

こちらにつきましては、教育委員の皆様からもご意見を頂戴し、校長会等でも説明を繰り返してきたところですが、施行が4月1日からなので、改めて校長会で丁寧な説明をさせていただきます。

それを受けまして、各学校で業務量管理・健康確保措置のために講ずる手立てについては各校の校長が計画立案することになっています。各学校の実態に応じて行う手立てはきっと変わってくると思います。そういった計画を今度は学校運営協議会にかける形になっていますので、改めて運営協議会委員の皆様からもいろいろご意見を頂戴した上で、この方法で進めましょうという形になってくるかと思っています。

ですので、この目標は3年間での目標達成値という形で示させていただきます

た。確実に少しずつでも改善が図れる一助になればと考えています。

### **小野委員**

分かりました。ありがとうございます。

### **教育長**

他にございますか。高田委員。

### **高田委員**

持ち帰りの業務等は、こちらの時間外在校時間に含まれていますか。それとも在校での時間になりますか。

### **学校教育監**

高田委員がおっしゃったように、学校にいる時間内での勤務時間を累積したものになります。

### **高田委員**

皆さんの作業が増えてはいけないのですが、持ち帰り業務の実態も把握する必要がありますと思います。なるべく残業しないようにとしますが、結果として持ち帰り業務が増えているという実態も生じてしまうのではないかと感じています。

### **学校教育監**

早く帰れと指導した結果、持ち帰り時間が増えてしまったのでは、業務の負担軽減にはなりません。教員の声も聞きながら、負荷のない形で実施できる方法を模索していきたいと考えています。

### **教育長**

ほかにございますか。大井委員。

### **大井委員**

クロームブックの導入で、端末を何回、何時間使用したか統計がとれるかと思っています。持ち帰りで端末を使用したら、逆に時間外勤務が増えているのではないのでしょうか。うまく使用していただきたいと思います。

あと、関連資料7ページの「学校プールについては、段階的に廃止することと

し、民間事業者への委託検討を進める。」とありますが、これは学院大学跡地の新しいスポーツウェルネス施設を使用すると思います。これは学校によっては廃止の時期が違ってくと思いますが、3年間でどれだけ進捗があるのでしょうか。

## 次長

学校プールの外部委託につきましては、3年間で進めるというよりも、プールの老朽化度合いによって順番を決め、ゆくゆくは全10校を市内の民間水泳事業者のプールでの委託実施に切り替えていく方針でした。

## 大井委員

部活動関係で気になることがあります。体育館で行っているスポーツ少年団の活動で、柔道をやっているお子さんが練習中に捻挫して、次の日は試合だったので、一生懸命試合やってきたようですが、実際は指を骨折していたという事案がありました。

試合後に痛くて腫れていて、病院で診察したところ骨折していました。負傷した時点で見過ごされたのではないかと思います。そのような場合の指導者の姿勢が気になります。

技術や体の運動、スポーツを指導するだけでなく、児童生徒の健康面の配慮ができる指導者がどのくらい育っているのか、少し不安があると思っています。注意してやっていただきたいと思い、ひとこと言わせてもらいました。

## 教育長

そのほか、ございますか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第9号及び第10号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第9号及び第10号について、原案のとおり決定します。

## 議案第11号 令和6年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について

## 教育長

次に、議案第11号「令和6年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

## 次長

それでは、53ページをお願いします。

議案第11号「令和6年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」です。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、別紙のとおり議会に提出し、公表するものであります。

議案第11号関係資料「多賀城市教育委員会点検・評価報告書（令和6年度事業）」を御覧願います。表紙をめくって目次をご覧ください。構成につきましては、昨年度と同様でございます。

もう1枚めくって1ページをお開きください。この点検・評価報告書につきましては、中央の第26条にありますとおり「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」という法の規定に基づき作成しているものです。

また、本報告書は、2の（2）に記載がありますとおり、学識経験を有する2名の方から御意見、御提言をいただいております。本日、この定例会で議決いただきましたら、市議会に提出するとともに、本市ホームページ上で公表するものです。

次に、報告書の概要について御説明いたします。

まず、2ページから6ページでございます。こちらは、令和6年度における教育委員会の開催状況及び御審議いただいた内容を掲載しております。内容等につきましては、記載のとおりです。

次に、7ページから10ページです。こちらは、学識経験者の方から令和6年度に報告した「点検・評価報告書」において令和5年度事業に対していただきました意見を事務局で検証を行い、業務改善へ結びつけた取組の概要を掲載しております。検証内容等につきましては、8ページから10ページ記載のとおりです。

次に、11ページから27ページです。こちらは、「多賀城市まちづくり報告書」の中で教育委員会における施策及び基本事業の点検・評価を行っております。12ページをお願いします。

記載のとおり、「第六次多賀城市総合計画」に掲げている7つの政策体系のうち、政策3の「教育文化分野」、「夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり」の施策と基本事業ごとに評価を行っております。

評価結果の概要といたしましては、11ページにお戻りください。

施策というレベルでは、「達成」が2件、「中」が4件となっており、基本事業については、「達成」が9件、「中」が12件となっております。詳細は16ページ以降に記載しておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

なお、ただいま申し上げた「達成」という言葉とは、前期目標年度であります令和7年度までの目標をすでに達成しているもの、「高」は令和6年度中に達成する可能性が高いもの、「中」は令和7年度に達成する可能性の高いもの、「低」は前期目標年度である令和7年度までに達成することが難しいものです。

次に、28ページから49ページです。ここでは、教育委員会で取り組んでいる17件の主要な事務事業について、事業評価として掲載しております。

28ページをお開きください。17件の事務事業のうち、事業状況に関しては、「順調である」が1件、「概ね順調である」が16件、となっております。また、成果向上に関しては、「成果向上余地は大」が4件、「成果向上余地は中」が12件、「成果向上余地は小」が1件となっております。

29ページの一覧表では、事務事業名、担当課等、決算額を掲載しており、表の右側には、事務事業の状況、成果向上の評価を数字の1から3までで表しております。なお、この評価の「ものさし」は、同じページの上部に掲載しておりますので、御確認いただきたいと存じます。今後、この評価結果を基に、更なる業務改善を推進していくこととしております。

次に、50ページから57ページでございます。ここでは、学識経験者として、元多賀城市立山王小学校長の當麻哲様、元多賀城市立山王小学校長の千葉雅弘様のお二人からいただいた御意見を掲載しております。これらを踏まえ、内容を検証し、改善に努めてまいります。

最後に、58ページ以降に資料といたしまして、「多賀城市教育基本方針」及び「令和6年度の教育重点目標」を掲載しております。

点検・評価報告書につきまして、以上で説明を終わらせていただきます。

## 教育長

ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。小野委員。

## 小野委員

6年度の点検評価をして、それを7年度に活用できた事業はありますか。

### 次長

1ページの2の(2)にありますとおり、昨年度実施した点検評価は5年度の事業内容を6年度に点検評価していただいて、7年3月時点で様々なご意見をいただきました。その部分につきましては、7年度の事業を進行していくにあたって、あるいは8年度の予算編成を決めるにあたって参考とします。

### 小野委員

6年度の事業の点検・評価は8年度予算に活かされるのですね。

もう1点伺います。6ページの研修会等出席状況には、オンライン開催の研修会も含めていますか。

### 次長

オンラインの研修会も含めています。

### 小野委員

7年度はオンライン研修会に参加しているので、次回の点検評価には反映されるのですね。ありがとうございます。

### 教育長

ほかに、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第11号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第11号について原案のとおり決定します。

## 議案第12号 第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について

### 教育長

次に、議案第12号「第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

## 生涯学習課長

それでは、議案第12号「第五次多賀城市子ども読書活動推進計画について」を説明させていただきます。

本案は、現行の「第四次多賀城市子ども読書活動推進計画」の計画期間が令和8年3月31日をもって終了することから、後継計画としての第五次計画を策定するものでございます。

議案第12号関係資料をお願いします。

令和8年度を初年度とする「第五次多賀城市子ども読書活動推進計画」の策定に向けてこれまで準備を進めてまいりました。

昨年11月の第11回教育委員会定例会にて本計画の案を中間報告として報告させていただきましたが、その後、パブリックコメントおよび関係各課等への意見照会を実施いたしましたので、その結果報告と、本計画の最終案をお示いたします。

それでは、初めにパブリックコメントについて説明いたしますので、関係資料の後ろから2ページ目をお願いします。

パブリックコメントの募集は、令和7年11月18日から12月1日までの14日間を実施し、3名の方から3件の御意見をいただきました。御意見の内容は表のとおりです。

本計画に関連する取組についてのご提案や、子ども読書を取り巻く環境、既存の取組みに対するものなど、さまざまな視点からの御意見をいただきました。これらの御意見については、計画に基づく今後の事業の参考とさせていただきたいと思っております。

続いて、関係資料の最終ページをご覧ください。こちらには関係各課等からいただいた意見を掲載しています。

1つの機関から2件の御意見をいただきました。

1つ目は、「目標値の設定」についてご意見をいただいたものです。

多賀城市の本計画では、「平均値」をもとに「目標値」を設定しておりますが、御意見としては「中央値」と「平均値」の間で差が生じることがある実情を踏まえて、そういった細かな情報も踏まえて「目標値」を設定してはどうか、との内容でございました。

しかしながら、本市では、過去の調査結果との比較や、宮城県の計画との分析を行うために項目を合わせている都合がありますので、目標値の設定方法を変えるということは難しいというのが実情です。

一方で「中央値」は「平均値」からは見えてこない状況を把握できるという点で、非常に重要な視点でしたので、今後のアンケート調査や、毎年 of 状況調査などの結果分析を行う中で、参考にさせていただきたいと考えております。

2つ目は、「学校図書館における蔵書の充実のため、予算を増額してほしい」とのご意見でした。

本計画は子ども読書活動の推進を目的とし、市の基本計画を定める計画という

性質上、予算案などについて言及できるものではありませんが、担当部署との連携や働きかけを含め、学校図書館における読書活動の推進にも取り組んでまいりたいと思います。

以上、パブリックコメント及び関係各課等からの意見についての報告をさせていただきました。

続いて、第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の案について説明いたします。関係資料の初めのページからが本計画の最終案となっております。

先ほどお伝えしましたパブリックコメントや関係各課等からいただいた御意見は、計画案に対して加筆修正が必要となるご意見ではありませんでしたので、ご覧いただいている最終案は、誤記載や体裁を整えるための修正をいくつか行った以外は、第11回定例会で中間報告した際の計画案を維持した形つまり同じ内容となっておりますので、振り返りも兼ねて、重要なところだけ再度ご説明いたします。

第五次計画の目標値について説明いたします。

現行計画の目標値と比較して説明いたしますので、関係資料6ページをご覧ください。

(4)「本市の子どもの読書活動の状況」の表の中ほど、「中学生の1カ月当たりの読書冊数」をご覧ください。

第四次計画の目標値が6冊であるのに対し、令和6年度の現状値は5.7冊の結果となり、目標値を下回ったため、第五次計画の令和12年度の目標値は据え置き6冊といたします。

これ以外の指標である「小中学生の不読率」、「小学生の1カ月当たりの読書冊数」、「小中学生の学校図書館の年間貸出冊数」については、第四次計画の目標値に対して、全ての項目において令和6年度の現状値は達成しておりますので、第五次計画の令和12年度の目標値は、更なる推進を目指して新たに設定いたしました。新たな目標値については、資料9ページをご覧ください。中段になります。

こちらが次期の成果指標と目標値になります。

次に、資料の5ページ上段と6ページの県の項目でマーキングしている箇所をご覧ください。

こちらは、宮城県の計画にかかる実績部分になりますが、県の調査結果が公表されるのが毎年3月下旬であるため、現時点では未記載となっておりますが、結果が公表され次第、記載し、策定時点では実績が反映された状態といたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 教育長

ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。小野委員。

## 小野委員

パブリックコメントの2番目のタブレット端末の使用で紙の本を読まなくなったとの意見で、このように考えている保護者がいることについて、事務局ではどのように捉えていますか。また小学生のお子さんをもつ星山委員にもご意見を伺いたいです。

### **生涯学習課長**

パブリックコメントにつきましては、3名の方から1件ずつご意見をいただきました。3番目は私たちが行っているブックスタート、3種類ある本の中から、3ヶ月健診で来庁したお子さんと保護者に、読み聞かせの仕方を見せながら、本を3冊の中から1冊プレゼントする事業を令和4年度からスタートしました。

本のラインナップの見直しはしているのですが、それなりの年数が経ったら、内容の見直し等も必要なのではないかと思っています。

これは本のプレゼントというよりは、読書をするきっかけ、読み聞かせのきっかけになってくれればという事業ですので、そういったこともご理解いただければと担当課としては考えておりました。

同じように1番目の意見も初めていただいた内容で、新鮮に受け止めております。

### **学校教育監**

2番については、生涯学習課長が示したように、1ヶ月の読書冊数や不読率については改善傾向にあるということなので、決して読書が減っているということではありません。

ただ、このようなお子さんもやはり少なからずいるということがあると思いますので、図書館に足を運びたくなるように、先生の働きかけ次第で、変わってくるのではないかと思います。

このために、ギガスクールのタブレット端末を少なくするというのは、違うと思います。この件は学校と情報共有をして、考えていきたいと思います。

### **星山委員**

我が家に限っては、タブレットがありますが、本を読まなくなっているということは特にありません。

最近、小学生の子どもは図書室に行くのが楽しいと聞いていて、なぜと聞いたら読み聞かせで、本のすばらしさを知ったので、楽しいと話していました。

お尋ねしますが、ブックスタートというのを初めて聞いたのですが、改めて教えてください。

### **生涯学習課長**

母子健康センターで行われる生後3か月の健診があります。こちらに保護者とお子さんが受診しに来ます。メインは健診です。その場所に、図書館の職員が3種類の絵本を持参して、保護者に読み聞かせの仕方をレクチャーし、生後数か月の子どもには、こういった本がよいですよ、というようなリーフレットを渡して保護者へ説明をします。

3種類の絵本の中から1冊選んでプレゼントするという事業を令和4年4月から実施しています。

## 星山委員

対象は3か月健診に来ている方ですね。分かりました。ありがとうございます。

## 教育長

ほかに、ございますか。大井委員。

## 大井委員

参考資料の関係機関からの意見、上段の方は、一度でも本を借りた生徒の人数は161名で、全校生徒の37%にとどまると。中学生になるとスマホ依存が顕著となってくるのでしょうか。

自分の仕事の調べ物の関係でYouTubeの動画を見ると、次々と興味を誘う動画が出てくるので時間が過ぎてしまいます。それが本を読まないにつながってくるのではないかと感じます。

いかに時間を短縮して、必要なものだけ取り出すかは、なかなか難しいのではないかと思います。AI等で、本人が好きそうなものが、次々と送り込んできますからね。何か対策しないといけないのではないのでしょうかと、個人的に思っています。

もう一つ、下段のコメントで、学校図書館の買い替えのため予算の増額を要求する意見です。やはり新しい出版物を買えてない状況ではないかと思います。

新しい本に出会えるようにしてあげないと、図書館で仕事をする司書も、つまらなくなってしまうのではないかと思います。

子どもたちを引っ張り、司書たちが頑張れるような環境を作ってほしいと思いました。

## 生涯学習課長

2点目の学校図書館の古い図書が多い件につきましては、予算増額が難しいところではありますが、当然これでよいとは思っていません。

多賀城駅前の市立図書館を指定管理していますが、指定管理事業者から図書館司書を各学校に派遣しています。学校図書館が本館から図書を借りて、その学校で利用することもあります。それで十分とは思いませんが、そういった工夫をしながら対応しています。

また、このせっかくいただいたご意見なので、例えば図書を寄贈したい企業もあるのではないかと、担当課の中で意見が出ていますので、様々な場所にアプローチしながら、可能性を深めていきながら研究をしていきたいと思っております。

## 大井委員

わかりました。

## 教育長

他にありますか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第12号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第12号について原案のとおり決定します。

## 議案第13号 第2期多賀城市教育振興基本計画の計画期間延伸について

## 教育長

次に、議案第13号「第2期多賀城市教育振興基本計画の計画期間延伸について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

## 次長

それでは、57ページをお願いします。議案第13号「第2期多賀城市教育振興基本計画の計画期間延伸について」です。

これは、第2期多賀城市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）の計画期間について1年間延伸し、令和8年度末までとするものです。

議案第13号関係資料「第2期多賀城市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）の延伸について」を御覧願います。表紙をめくって2ページ目をお開き

ください。

1 教育振興基本計画の法的根拠です。

平成18年に改正された教育基本法の第17条では、政府に教育振興基本計画の策定を義務付けるとともに、地方公共団体においても地域の実情に応じ教育振興基本計画の策定に努めるよう規定されています。

同条の第2項では、地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない、とされており。

次のページをご覧ください。

2 計画期間を延伸する理由です。以下①から③の3点です。

①現在、文部科学省で「学習指導要領」の2030年度改訂に向けた作業を行っており、その基本的な方向性が令和8年度中に示されること。

②令和9年度から本格使用開始となる次期タブレット端末や、ネットワークの統合、新校務支援システム導入に伴い、児童・生徒の学習環境・教員の働く環境が令和8年度中に大きく変わる予定であること。

③学校施設の長寿命化計画の見直し内容を、次期計画に反映する必要があること。また、新たな文化・スポーツ施設の開設に伴う複合的な施設の在り方について検討中であること。

以上のことから、現計画（第2期計画）の終了年度を1年間延伸し、令和8年度までとするものです。なお、次期計画策定にあたっては必要な現状分析・施策評価・市民意見の反映等を適切に行ってまいります。

4ページ以降に現計画を添付しておりますので、参考としてください。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 教育長

ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第13号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第13号について原案のとおり決定します。

## 日程第5 その他

### 教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和8年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時55分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和8年4月22日

多賀城市教育委員会

教育長 市 岡 良 庸

委 員 星 山 純 一 郎

委 員 大 井 知 教